# 令和6年度 加東市立滝野南小学校いじめ防止基本方針

加東市立滝野南小学校

# 1 学校の方針

いじめが社会問題化して以来、学校においては、人権に関わるいじめの問題が深刻な課題となっている。家庭や地域においても少子化、核家族化、価値観の多様化等とも相まって、教育的機能が低下しているという指摘もある。

本校では、滝野地域小中一貫教育目標の「ともに学び、たくましく、夢に挑む子どもの育成」から、「豊かにたくましく学び続ける南っ子の育成」を学校目標に置き、「もとめる子・つながる子・きたえる子」を目指す児童像としている。すべての子ども同士が関わり合い、安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止、いじめ早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決を図る。

#### 2 基本的考え方

- ・ いじめは全ての児童生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識 した上、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように する。
- ・ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生 徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。
- ・ いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であること認識する。
- ・ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ・ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ・ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、 身体に重大な危険が生じる。
- いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を 与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。 これらの基礎的な考え方を踏まえた上で、発達段階に応じた指導の在り方を推進する。

# (1) 低学年

大人が教える中で善悪についての理解と判断ができるようになり、言語能力や認識力も高まるとともに、自然等への関心が増える時期である。しかし、少子化や遊びの形態の変化等による子ども同士のふれ合いや自然体験等の減少から、その発達段階として必要な社会性を十分身につけないまま入学し、集団生活になじめない、いわゆる「小1プロブレム」が顕在化することもある。この時期には、「人として、行ってはならないこと」についての理解や集団のルールを守る態度など善悪の判断や規範意識の基礎の形成、自然への畏怖や美しいものに感動する心を持つなど感性の涵養が重要である。また、自分の非を認めて謝る、相手の過ちを許すなど、相手の気持ちになって考え、温かい心で他者に接する態度を身に付けさせることも重要である。また、オンラインゲームなど、遠く離れた人と交流する場合は、相手を傷つける場合もあることを、子どもの実態に応じて考えさせることが大切である。

### (2) 高学年

自分のことを客観的にとらえたり、自己肯定感をもつようになったりする時期であるが、一方では発達の個人差も顕著になりはじめ、劣等感を持ちやすくなる時期でもある。また、集団活動に主体的に参加する中で、集団の決まりを理解したり、自分たちの決まりを作ったりするようになるが、一部には、閉鎖的な集団をつくったり、付和雷同的な行動をとることも見られる。この時期には、自己肯定感を育み、思いやりの気持ちや自他を尊重する意識を涵養し、集団における役割の自覚や主体的な責任意識の育成を図るとともに、公徳心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしようとする態度を身に付けさせることが重要である。また、オンラインゲームなど、遠く離れた人と交流する場合は、言動によって相手を傷つける場合もあることを、子どもの実態に応じて考えさせることが大切である。

このような認識のもと、児童間の好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない 土壌づくり」に取り組むため、以下の指導体制を構築し、いじめの防止などを包括的に推進する。

#### 3 いじめ防止等の指導体制等

# (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する 専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの 校内組織及び連携する関係機関を別に定める。 【別紙1 日常の指導体制】

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。 【別紙2 早期発見のためのチェックリスト】

# (2) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

【別紙3 年間指導計画】

# (3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

【別紙4 緊急時の組織的対応】

#### 4 重大事態への対応

#### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場

合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

# (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、民生児童委員、SC、SSW等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解 決に向けて対応する。

# 5 その他の事項

地域から信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学級懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

### ~子どもに自信をもたせる言葉かけ~

- ・「そうか、それはいいところに気が付いたね。」
- ・「あの時の態度、立派だったよ。」
- ・「ああすることは、とても勇気のいることだったでしょう。感心したよ。」
- ・「あなたのあいさつで、とても気持ちが明るくなったよ。」
- ・「あなたの○○に取り組む姿勢はすばらしい。」
- 「そう、○○ができたの。すごい。うれしい。」

# ~小学生の心に残る言葉~

- ・そうだね。つらいよね。
- ・わたしも苦手でしたよ。いっしょにがんばりましょう。
- ・さわやかなあいさつだね。
- ・そういう考え方もあるね。よく考えたね。
- ・ここがいいね、これがいいね。

日常の指導体制 【別紙1】

管理職

- ・学校いじめ防止基本方針
- いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場環境
- ・保護者・地域との連携

いじめ対応チーム

定期開催

#### 【構成員】

校長、教頭、生活指導担当、養護教諭等

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
- 年間指導計画の作成、実施、改善
- ・校内研修会の企画・実施
- ・アンケート結果、報告等情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮生徒への支援方針

\_\_\_\_\_ 早期発見

いじめ対策委員会

いじめ認知→早期解決

# 未然防止

- ■学習指導の充実
- ・学習における規律作り
- ・学びに向かう集団づくり
- ・意欲的に取り組む授業研究
- ■特別活動の充実
- ・特別活動の充実
- ■教育相談の充実
- ・面談の定期開催
- ·SC·SSWの活用
- ■人権教育の充実
- 人権意識の高揚
- 人権朝会の実施
- ■情報教育の充実
- ・情報モラルの指導の充実
- ・ネット犯罪防止講演会の開催
- ■保護者・地域との連携
- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開・公開授業の実施
- ・地域行事への積極的参加

# ■情報の収集

- ・教員の観察による気付き
- ・ 養護教諭からの情報
- ・児童・保護者・地域からの情報
- ・登校時校門での観察
- ・ふり返りカードの実施
- 各種調査の実施
- ・定期的な面談における情報
- ■相談体制の確立
- ・相談窓口の設置・周知
- · S C · S S W の活用
- ・発達支援センターはぴあの活用
- ■情報の共有
- ・報告の徹底
- ・職員会議等での全職員の情報共有
- ・要配慮児童の実態把握
- ・次年度への申し送り事項の徹底

# いじめが起こりやすい・起こっている集団

<ul> <li>□ 朝いつも誰かの机が曲がっている</li> <li>□ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする</li> <li>□ グループ分けをすると特定の子どもが残る</li> <li>□ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある</li> <li>□ 些細なことで冷やかしたりするグループがある</li> <li>□ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる</li> <li>□ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある</li> <li>□ 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする</li> </ul>				
いじめられている子				
◎日常の行動・表情の様子				
ロ わざとらしくはしゃいでいる	ロ おどおど、にやにや、にたにたしている			
□ 下を向いて視線を合わせようとしない	□ 顔色が悪く、元気がない			
□ 早退や一人で下校することが 増える	□ 遅刻・欠席が多くなる			
□ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる				
□ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている				
ロ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする				
◎ 授業中・休み時間				
ロ 発言すると友だちから冷やかされる	ロー人でいることが多い			
□ 班編成の時に孤立しがちである	□ 教室へいつも遅れて入ってくる			
□ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える	□ 教職員の近くにいたがる			
□ 決められた座席と違う席に座っている				
◎ <u>昼食時</u>				
□ 好きな物を他の子どもにあげる	口 他の子どもの机から机を少し離している			
□ 食事の量が減ったり、食べなかったりする	口食べ物にいたずらされる			
□ 教室で一人離れて食べている	□ 昼食時になると教室から出て行く			
◎ <u>清掃時</u>	ロートで強わては吹たしていて			
□ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている ■ <b>その</b> #	□ 一人で離れて掃除をしている			
<ul><li>◎ その他</li><li>□ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる</li></ul>	□ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる			
□ 持ち物が壊されたり、隠されたりする	□ 理由もなく成績が突然下がる			
□ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す				
□ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている				
□ けがの状況と本人が言う理由が一致しない				
□ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする				
いじめている子				
ロタノのフリレフを切っていて	ローラルグ技で西老センナヤブハフト田・アハフ			

多くのストレスを抱えている	家や学校で悪者扱いされていると思っている
あからさまに、教職員の機嫌をとる	特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
教職員によって態度を変える	教職員の指導を素直に受け取れない
グループで行動し、他の子どもに指示を出す	他の子どもに対して威嚇する表情をする
活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう	発言の中に差別意識が見られる
教師が近づくと、集団が黙り込む	教師が近づくと、集団が分散する

年間指導計画 【別紙3】

	1	T	
	   職員会議等	未然防止に向けた取	早期発見に向けた取
	P.77 C T T T T T T T T T T T T T T T T T T	り組み	り組み
	いじめ対応チーム	学級懇談会	ふり返りカード
4	指導方針・計画作成	学級づくり	定例ミーティング
月		縦割り班活動	児童理解研修
_		職員研修会	ふり返りカード
5   月			定例ミーティング
<sup>1</sup>			Q—U
4		人権学習	生活実態把握調査
6		学校オープン	定例ミーティング
月			
	事	個別懇談	ふり返りカード
7	案		定例ミーティング
月	発		
	生	職員研修	Q-U事例研修
8			定例ミーティング
月			
			ふり返りカード
9	V)		定例ミーティング
月			
4.0	対対	学校オープン	ふり返りカード
10	策	情報モラル教育	定例ミーティング
月	委		生活実態把握調査
4.4	<b></b>		ふり返りカード
11	会 会		定例ミーティング
月			Q-U
4.0			ふり返りカード
12	職		定例ミーティング
月	員		
_	会	学校オープン	ふり返りカード
1	議		定例ミーティング
月			学校生活アンケート
_			ふり返りカード
2			定例ミーティング
月			生活実態把握調査
			ふり返りカード
3	 いじめ対応チーム		定例ミーティング
月	本年度のまとめ		
		<u> </u>	<u> </u>

# 職員会議等

・事案発生時には、対応チームを中心に迅速に事実確認、対策を行う。

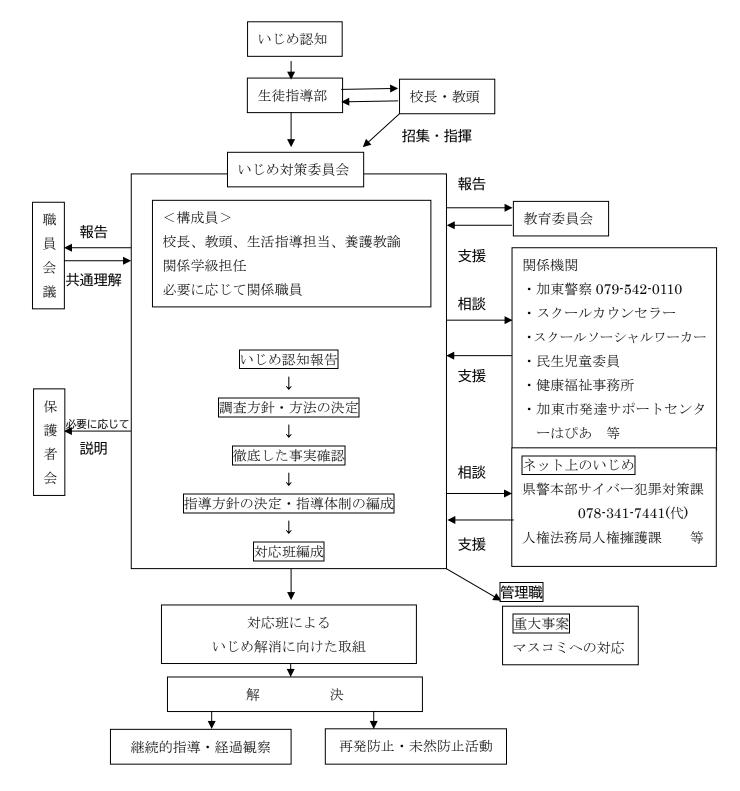
# 未然防止に向けた取り組み

・学級懇談や職員研修、人権 学習を中心に開発的、予防 的な取り組みを行う。

# 早期発見に向けた取り組み

- ・ふり返りカードは毎月実施。 対策について、生活指導委 員会にて話し合う。
- ・定例ミーティングは、毎週金 曜日放課後に学年層にて実 施。

緊急時の組織的対応 【別紙4】



- ■被害者やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認をする。
- ・いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。
- ・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。
- ■双方の保護者に説明をする。
- ■双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。